

令和6年10月 校長会資料

1	令和6年度 児童生徒向けアンケートについて……………	1
2	令和6年度 教科用図書無償給与及び副読本給与について……………	3
3	令和7年度 幼稚園入園式及び小中学校の入学式について……………	5
4	後期の不登校支援の充実に向けて……………	6
5	令和6年度 中学校区人権教育研究推進について……………	7
6	「いじめ防止強化月間」について……………	8
7	生徒会研修会について……………	9
8	学校問題解決支援事業 顧問弁護士による学校支援について……………	11
9	教職員の交通事故防止について……………	15

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和 6 年度 児童生徒向けアンケートについて (依頼)

このことについて、下記のとおり実施します。

については、貴校教職員に周知いただきますとともに、回答への協力をよろしく
お願いします。

記

1 目的

児童生徒の実態を把握し分析することにより、鈴鹿市の教育施策に活用
していくため

2 回答期間

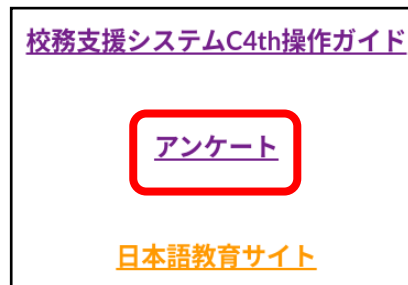
令和 6 年 10 月 21 日 (月) ～令和 6 年 11 月 8 日 (金) 17 時まで

3 回答方法

(1) 「鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトのポータルサイト」をクリック



(2) 「アンケート」をクリック



(3) 「令和 6 年度 児童生徒向けアンケート」

※「小学校 1～3 年生」「小学校 4～6 年生」「中学校」の 3 つの URL が
あります。アンケート対象となる児童生徒の学年に注意していただき、
URL をコピーしクラスルームで児童生徒と共有するなどして活用してく
ださい。

<参考>

「小学校 1～3 年生」

URL: <https://forms.gle/eeNrGKJFbNo77jESA>

「小学校 4～6 年生」

URL: <https://forms.gle/jaxceufGY5fvZPzk8>

「中学校」

URL: <https://forms.gle/VkxwiXLrYLxLW46BA>

裏面に続く

4 アンケート対象者

小学校1年生から中学校3年生の全児童生徒

5 アンケート内容

小学1年生～小学3年生	小学4年生～中学3年生
学校を選んでください。 学年を選んでください。 クラスを選んでください。 出席番号を選んでください。	学校を選んでください。 学年を選んでください。 クラスを選んでください。 出席番号を選んでください。
1 いじめをしない・させないよう、子どもたちとともにかんがえ、こうしている。 2 がっこうやクラスのルールやきまりを守りたい。まもることが出来る。 3 さべつをなくすためになにかできることをしたい。 4 おおくのくにのひとと、ともだちになったり、じぶんのくにのくにのひとについて もっと知りたいしてみたいとおもう。 5 きけんなことからじぶんたちをまもるため、あんせんなこうどうをとっている。 6 じゅぎょうちゅう、クロームブックを、どれくらいつかっていますか。(1人1台) またはグループで1台のどちらでもよい。 7 じゅぎょうちゅう、じぶんからずんで、もんたいにたのんでいる。 8 じゅぎょうちゅう、いろいろなひとと、はなしあいをしている。 9 じゅぎょうちゅう、じぶんのかんがえを、はっぴょうしている。 10 クロームブックをどれくらい、いえにもちがえていますか。 11 いまずんでいる まちのぎょうじにさんかしている。	1 わたしはがんばりやである。 2 わたしは始めたことは途中(とちゅう)で投げ出さず、最後までやりとげる。 3 誓いことや困(こま)ったことがあってもあきらめない。 4 勉強や自分の役割(やくわり)は一生懸命(いっしょうけんめい)する。 5 謙虚(ゆうわく)に思えない。 6 先のことを考えて、計画的に行動する。 7 自分にとってよいことは、がまんする。 8 ほかにどういう方法があるのか、考えて行動する。 9 わたしは今の自分に満足している。 10 わたしは自分という存在(そんざい)を大切に思える。 11 自分には良いところがある。 12 わたしは人と同くらいの価値(かち)のある人間である。 13 友だちと互(たが)いに助け合いながら活動できる。 14 何が良くて、何が悪いのか判断(はんだん)することができる。 15 学校やクラスのルールやきまりを理解(りかい)し守ることができる。 16 友だちが困(こま)っているとき、助けることができる。 17 いじめをしない・させないよう、友だちとともにかんがえ、行動している。 18 学校やクラスのルールやきまりを理解(りかい)し守ることができる。 19 差別(さべつ)をなくすために何(なに)かできることをしたい。 20 多くの国の人と友だちになったり、自分の国以外の国のことについてもっと知(し)りたいと思う。 21 危険(きけん)なことから自分たちを守るため、安全な行動を取っている。 22 授業中に、クロームブックをどれくらい使っていますか。(1人1台またはグループで1台のどちらでもよい) 23 クロームブックをどれくらい、家に持ち帰っていますか。 24 持ち帰ったクロームブックをどれくらい家庭学習に使っていますか。 25 クロームブックを使った家庭学習は学びやすいですか。 26 クロームブックを活用することで、自分のペースで理解しながら学習を進めることができる。 27 授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいますか。 28 授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていますか。 29 学校の友だち(生徒)との間で話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか。 30 授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができていると思いますか。 31 授業や学校生活では、友だちや周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか。 32 授業では、今日何をやるのか今日の授業のゴール(自分ができるようにすることや目指す姿)などを理解して学習に取り組んでいますか。 33 先生が決めた学習の方法以外でためてみたいと思ったことはありますか。 34 授業の中で、自分の考え(意見や感想、思い)を話したり、書いたりする活動をするのは得意ですか。 35 今住んでいる地域の行事に参加していますか。 36 読書は好きですか。 37 学校の授業時間以外に、借書(月～金)、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか。(電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く) 38 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館(それぞれ電子図書館を含む)にどれくらい行きますか。 39【中学生のみ】鈴鹿市中学校電子図書館の満足度を教えてください。 40【中学生のみ】鈴鹿市中学校電子図書館の利用頻度について教えてください。

【教育支援課関係】

小学1年生～小学3年生 1～5

小学4年生～中学3年生 17～21

【教育指導課関係】

小学1年生～小学3年生 6～11

小学4年生～中学3年生 1～16

小学4年生～中学3年生 22～38

中学1年生～中学3年生 39、40

6 アンケート実施にあたってのお願い

※アンケート実施の際には、次の点を児童生徒に必ずお伝えください。

- ・このアンケートは、成績には全く関係しません。
 - ・答えに正解や不正解があるわけではありません。
 - ・ふだんの自分の行動や生活をよくふりかえって正直に答えてください。
- 質問された内容にあてはまるようなことがあれば、その時の行動を思い出しながら答えましょう。

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局

- ・アンケートシステム全般に関すること
- ・教育支援課に関すること
- ・教育指導課に関すること

教育指導課研究グループ

教育支援課学校支援グループ

教育指導課研究グループ

鈴木 貴詞

田中 保子

谷口 哲也

教育指導課

TEL 059-382-9056 FAX 059-383-7878 E-mail kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

教育支援課

TEL 059-382-9055 FAX 059-382-9053 E-mail kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

令和6年度教科用図書無償給与及び副読本給与について

1 本市の近況

平素は、児童生徒の教科用図書の無償給与事務業務を適切に遂行していただいているところですが、今般、転入生等に対する二重給与及び未給与事案が頻発しています。

教科用図書は、児童生徒にとっては必要不可欠であり、故意又は過失によっても、二重給与及び未給与事案はあってはならないことです。

こうした事案を発生させないためにも、実際に生じた事例を全教職員に周知するとともに、その対応策について検討していくことが求められます。

なお、未給与事案は、担任教員や事務職員等の担当者だけの問題として捉えるのではなく、学校全体の問題として捉えられるよう、全教職員への注意喚起をお願いします。

2 令和6年度における市内の二重給与及び未給与事例

(1) 二重給与の事例

県外から転入してきた生徒に対し、本市で使用する「家庭」の教科書の発行者は「教図」であるにもかかわらず、転学生徒教科用図書給与証明書に記載があった「教図」を見落とし、二重に給与してしまった。

転学生徒教科用図書給与証明書を基に、児童生徒が転学前に給与された教科書の現物を確認し、担任等も給与すべき教科書について確実に把握して、適切な給与が行われるように留意する。

〔 令和 5 年度用 〕

(中)

令和6年度 教科書給与一覧【中学校】

転学生徒教科用図書給与証明書

鈴鹿市 立 [] 学校長殿 令和 6 年 3 月 26 日

(所在地) 兵庫県 兵庫県淡路市多賀145番地 [] 市立一富中学校

(TEL. []) 校長名 []

貴校に転学する下記生徒について、本校における教科用図書の給与の状況、下記のとおりであることを証明します。

記

生徒氏名	山口 泰空
学 年	第 1 学年

給 与 教 科 用 図 書		
種目	発行者の略称	教科用図書の記号・番号
家庭	○ 教図	/ 家庭 702
技術	○ × 東書	技術 701 ○

	第1学年	第2学年
国語	702	802
三省堂 015		
書写	704	
光村 038		
社会(地理)	703	
帝国 046		
社会(歴史)	705	
東書 002		
社会(公民)		
東書 002		
地図	702	
帝国 046		
数学	705	805
啓林館 061		
理科	705	805
啓林館 061		
音楽(一般)	702	803
教芸 027		804
音楽(器楽)	752	
教芸 027		
美術	702	802
光村 038		
保健体育	704	
学研 224		
技術・家庭(技術)	702・703※	
教図 006	※702の巻末に、別冊で入っている	
技術・家庭(家庭)	702	
教図 006		
英語	701	801
東書 002		

家庭と技術の発行者が鈴鹿市は同じであるが、そうでない場合もあるため、厳に留意すること。

本事例における見間違い箇所

給与すべきでない教科書

(2) 未給与の事例

海外から編入してきた小学4年児童に対し、3年次に給与すべき国語や算数等の教科書は給与したものの、4年次に継続使用する「図工 下」の教科書が未給与だった。

令和6年度 教科書給与一覧【小学校】

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
--	------	------	------	------

学年をまたいで継続使用する教科書の確認に徹する
必要がある。(生活、地図、保健・保健体育等)

3 令和6年度に給与する教科書の留意点

(1) 小学校

ア 算数科

- 1年生の算数の①②巻は同時に給与する。
- 1年生の後期(9/1以降)の転入であっても、①②ともに給与する。

算数 東書 002	①112 ②113
--------------	--------------

イ 生活科

- 生活の上巻は、1年生後期の転入であっても給与する。

生活 啓林館 061	1・2年 上 129 1・2年 下 130	(旧) 114 を使用
---------------	--------------------------------	----------------

ウ 図画工作科

- 図工の上巻は、1、3、5年後期の転入であっても給与する。

(2) 中学校

ア 音楽科

- 音楽(一般)の上巻は、転入であっても3年生に給与しない。

イ 技術・家庭科(技術)【1年】及び道徳科

- 各学年用に併せて別冊を給与する。

技術・家庭(技術) 教図 006	702・703※ ※702の巻末に 別冊が入っている
---------------------	----------------------------------

4 副読本給与について(のびゆく鈴鹿市)

市外から転入してきた小学3年・4年児童には、「のびゆく鈴鹿市」を給与する必要があることから、転入後、直ちに、「副読本配本依頼書(転学用)」を教育指導課に送付する。また、受領後は、「副読本受領報告書(転学用)」を提出する。

令和7年度 幼稚園入園式及び小中学校の入学式について

(1) 鈴鹿市立幼稚園 入園式

令和7年4月10日(木) 午前10時

会場：各幼稚園

(2) 鈴鹿市立小学校 入学式

令和7年4月9日(水) 午前10時30分

会場：各小学校

(3) 鈴鹿市立中学校 入学式

令和7年4月9日(水) 午後1時30分

会場：各中学校

※ 開式時刻については、一部の幼稚園・小中学校で変更となる場合があります。

後期の不登校支援の充実に向けて

～支援が必要な児童生徒を支援できる学校づくり～

1、「学校に行きたい。勉強したい。」を保障する学校づくりをめざす！

- 不登校支援は、「学校に行きたい。勉強したい」を保障していくことで長期欠席にならないような学校づくりを実現していくことを原則とする取組である。
- 「学校に行きたくない」といった状況を生み出さないために心身共に安全で安心できる学校づくり、魅力ある学校づくりを目指す取組である。

2、“軸となる考え方・取組”を共有した学校づくりをめざす！

- 学校生活の中で苦戦を強いられがちな児童生徒を見逃さない取組が必要。
 - ・虐待等、小児期逆境体験の中で心にダメージを抱えている児童生徒
 - ・発達特性等の課題により困り感や生きづらさを抱えている児童生徒
 - ・保護者も心身の不調を抱え、SOSが出されていない児童生徒
- 「二次的な問題」を引き起こさないよう、特別支援教育の視点を重視した(ミニ)研修会を継続的に実施し、人材育成を図ることが喫緊の課題。

3、子ども支援シートの情報をもとにしたチームでの不登校支援

- (1)子ども支援シートの活用(いつでも、誰もが活用できる子ども支援シートへ)
 - 欠席日数が15日前後の児童生徒を目安に、子ども支援シートを作成する。
 - ➡シートを活用し、他の教職員、SC、SSWなどから情報を得たり、得た情報を共有したりすることで、児童生徒の理解を深めていく。
 - ➡家庭訪問等で、シートに記載されている情報(児童生徒の興味関心があること、保護者の思い等)について話を深め、児童生徒や保護者とのつながりや信頼関係をさらに充実させる。児童生徒が抱えている悩み、つらさ、得意なこと、家族構成や生活背景等をキャッチしたら、このシートにわかる範囲でどんどん書き溜めていく。→シートを引き継ぎや、カウンセリング等を受ける際の情報共有にも活用する。
- (2)ケース会議で、アセスメントを行う(管理職・不登校担当者を中心に企画)
 - 関係者が集まり子ども支援シートの情報をもとにした(ミニ)ケース会議を！(必要に応じて教育支援課職員も参加します)
 - ➡「誰が」「どのようなことを」「いつまでに」等、役割を分担し、チーム(管理職・不登校担当者・担任・学年主任・養護教諭・生徒指導担当者・人権担当者・教育支援課職員等)での支援を。関係機関につなげ、連携しながらともに支援を推進していく。
 - ➡学校以外のどの関係機関ともつながらず、学校へ登校できていない児童生徒は、医療機関や教育支援センター、フリースクール等、他機関へつなげていくことも視野にいれていく。

令和6年度 中学校区人権教育研究推進(研究発表)について

研究発表校	研究主題	日 時	場 所
済 【千代崎中学校区】 玉垣小学校	自分が好き、仲間が好き、玉垣が好き～仲間づくりや出会い学習を通して～	令和6年9月25日(水) 13:10～ 受付 13:30～14:15 公開授業 <各教室> 14:30～15:30 分科会 <3会場>	2年4組教室 4年1組教室 6年2組教室
済 【創徳中学校区】 飯野小学校	自分を大切に、仲間を大切にする～多様性を認め合い、自分らしく生きられる児童の育成	令和6年10月2日(水) 13:10～ 受付 13:25～14:10 公開授業 <各教室> 14:30～15:30 分科会 <公開授業教室>	1年4組教室 4年3組教室 6年1組教室

1. 目的

中学校区の人権教育カリキュラムに基づく実践研究の一環として、人権教育の研究発表並びに授業公開を鈴鹿市全体におこない、全市的な人権教育の向上を図る。

2. 内容

- 単年度に2中学校区から各1校、研究発表並びに授業公開を行う。
- 原則として研修を重視し、全体会でのあいさつ等は行わない。
- 研究授業は5限目に行い、その後事後検討会をもつ。
- 研究内容の説明のための資料並びに指導案は必要最小限の量とする。(A4用紙10枚以内を原則)

3. 輪番表

	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
大木中校区					長太小					○	
天栄中校区					栄小					○	
創徳中校区	飯野小					飯野小					○
千代崎中校区	千代崎中					玉垣小					○
白鳥中校区		石薬師小					白鳥中				
白子中校区		白子中 学校区					旭が丘小				
鼓ヶ浦中校区			鼓ヶ浦小					○			
鈴峰中校区			深伊沢小					○			
平田野中校区				平田野中					○		
神戸中校区				神戸小					○		

* 令和7年度の白鳥中学校については、北勢地区人権・同和教育研究協議会 研究発表会と兼ねる。

「いじめ防止強化月間」について

「三重県いじめ防止条例」

いじめ防止強化月間（4 月、11 月）

社会総がかりで、いじめ問題を克服するために、啓発活動に取り組む期間

☆SNS やオンラインゲームを介して、児童生徒間でのインターネット上のトラブルが発生した。

☆些細な人間関係のトラブルがもとで、いじめ被害者が学校を欠席し、重大事態へと発展した。

【児童生徒が主体となって取り組んだいじめ防止実践例】

- ・給食中の放送で、いじめ防止の呼びかけ。
- ・いじめを防止するポスター、のぼり旗を作成・掲示。
- ・いじめ防止のピンクのぼり旗を活用して、校門、玄関であいさつ運動を実施。
- ・毎月第三週にスペシャルピンク運動（ピンクの物を身に着ける）を行い、いじめ反対の意識を全校で共有。
- ・全校生徒で、名札に「いじめは許さない」という意味を込めたピンクシール運動を実施。

○いじめ事案認知時の対応について

（「いじめ防止対策推進法に基づくいじめに関する対応について」）

いじめ事案を認知

（「いじめ」とはいえないが、いじめに発展すると予測される事案についても同様）

速やかに管理職に報告するとともに、教育支援課に一報を入れる

各校のいじめ防止基本方針に則り、委員会を開催し組織的な対応を行う

聞き取った内容、対応、保護者の意見等を時系列で記録に残す
（重大事態に発展した場合にも対応ができるように日ごろから心がける）

令和6年度 中学校生徒会研修会 実施要項

- 1 テーマ 「生徒会の役割といじめ防止への取組」
～生徒の主体的な取組を通して
みんなが安心して生活できる学校づくりを考える～
- 2 目 的
鈴鹿市・亀山市の各中学校生徒会役員等が一堂に会した研修会を開催し、生徒相互の交流を深めながら、より広い視野で物事を見る力を養い、生徒自身が主体となった生徒会の取組やいじめ防止活動の充実・発展を図る。
また、各中学校の生徒会が推進する「いじめのない学校づくり」について、他校の取組の成果や課題及び解決策等の意見交換をとおして、各中学校におけるいじめ防止活動につながるヒントや情報を共有し、取組の一層の活性化を図る。
- 3 日時・内容
令和6年12月24日（火） 9時00分開始 11時45分終了予定

第1部「主体的な生徒会活動について」～特色ある各校の取組の交流～
第2部「いじめ防止の取組について」
- 4 場 所
三重県立鈴鹿青少年センター（スズカト）
総合研修館または大研修室（全体会）／各研修室（分散会）
- 5 各校参加生徒
各校 生徒会役員 6～7人×13校＝80名程度
鈴鹿市ヒューマンライツサークル 参加者
- 6 その他
 - ・生徒会担当者は分散会での生徒の話し合いがスムーズに進むようコーディネートする。
 - ・各校は、事前に取り組報告（A4・2ページ）を作成する。冊子としてまとめ、配付するので、研修会までに熟読し自分の意見をまとめておく。

連絡先

鈴鹿市の学校：鈴鹿市教育委員会事務局教育支援課 059-382-9055

亀山市の学校：亀山市教育委員会事務局学校教育課教育研究グループ

0595-84-5077

7 日 程（予定）

時 間	内 容		担当校	形式
8:30～9:00	受付		鈴鹿市教委	全体会
9:00～9:10	開会行事（代表校長挨拶、連絡）		鼓ヶ浦中	全体会
9:10～9:28	第Ⅰ部 「主体的な生徒会活動について」 ～特色ある各校の取組～ →3校（中部中・鈴峰中・神戸中）の基調提案（各校6分）			
9:35～10:05 (アイスブレイク含む)	分散 会	A 生徒会役員 現状と課題 及び 意見交流	司 会 ・ 記 録	関中 A-1
		B 生徒会役員 現状と課題 及び 意見交流		大木中 A-2
		C 生徒会役員 現状と課題 及び 意見交流		創徳中 B-1
		D 生徒会役員 現状と課題 及び 意見交流		千代崎中 B-2
		E 生徒会役員 現状と課題 及び 意見交流		亀山中 C-1
				白鳥中 C-2
				白子中 D-1
				平田野中 D-2
				天栄中 E-1
				鈴峰中 E-2
10:05～10:20	休憩			
第Ⅱ部 「いじめ防止の取組について」				
10:20～10:35	鈴鹿市中学生ヒューマンライツサークルの劇およびメッセージ 視聴		鼓ヶ浦中	全体会
10:40～11:05	分散 会	グループ別討議 第Ⅰ部と同じ	第Ⅰ部と同じ	A-1 ～ E-2
11:10～11:35	感想交流 ◎「これから生徒会執行部ができること」		鼓ヶ浦中	全体会
11:35～11:45	閉会行事（挨拶、連絡）		鼓ヶ浦中	全体会

(宛先) 小中学校長

教育支援課長

学校問題解決支援事業 顧問弁護士による学校支援について（通知）

このたび、鈴鹿市教育委員会では、文部科学省が実施する「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」を受託いたしました。既存の学校問題解決支援委員会に顧問弁護士との契約を加え、下記の通り、組織の体制強化を図り、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など学校だけでは解決が難しい事案への支援体制の拡充を行います。

つきましては、該当の事案がありましたら、本支援事業の活用を御検討ください。

記

1 目的

- ☐ 弁護士と教育委員会や学校との連携を図り、子どもたちの最適な教育環境づくりや最善の利益を実現するために法務相談体制を構築する。
- ☐ 初期対応段階より、予防的に弁護士が関わることで、速やかな問題解決につなげ、問題の重大化を防ぐ。
- ☐ 弁護士から対応スキルを学び、教職員の対応力の向上につなげることで、組織的対応の強化を図る。

2 相談受付期間

令和6年10月1日～令和7年2月28日

3 相談窓口

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課 学校支援グループ

4 顧問弁護士による支援の内容

- (1) 法的な判断を伴う事例への指導及び助言
 - ・ 弁護士事務所等での面談、電話相談
 - ・ 学校での保護者等との面談への同席
- (2) 法的な文書等の作成指導及び助言
- (3) 教職員への法令研修会の講師
 - ・ 学校問題解決に係るふり返し等

5 提出用紙

別紙様式 1 【依頼書】 顧問弁護士による学校支援

- ①教育支援課に一報後、事案概要等を記入し、事前に提出
※弁護士との情報共有に活用するため、なるべく早く提出を
- ②教育支援課で日程調整を行い、面談日時・場所を学校へ連絡

別紙様式 2 【報告書】 顧問弁護士による学校支援

※対応後、2 週間以内を目途に提出を

〔事務担当〕

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課 学校支援G

電話:059-382-9055 E-mail: kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

(宛先) 教育支援課長

鈴鹿市立 学校
校長

【依頼書】 顧問弁護士による学校支援

下記の問題について、弁護士による相談を依頼いたします。

記

1 問題の種別

- ☐ 児童・生徒間トラブル (☐ いじめ ☐ 不登校 ☐ 通学・進級 ☐ 部活動)
- ☐ 児童及び生徒と保護者間トラブル (☐ 虐待 ☐ その他)
- ☐ 児童及び教員トラブル (☐ 生徒指導 ☐ 体罰 ☐ その他)
- ☐ 保護者対応 (☐ 苦情等 ☐ 暴行・脅迫に発展する可能性有)
- ☐ 第三者トラブル (☐ 近隣住民 ☐ PTA ☐ その他)
- ☐ 学校事故 (☐ 施設事故 ☐ その他)
- ☐ 講師・アドバイザー (☐ 教員向け研修 ☐ ケーススタディ ☐ 事後検討会)
- ☐ その他 ()

2 事案の概要 (相談したい点等、簡潔にご記入ください) ※参考資料もあれば添付を

※まずは、教育支援課に一報をいただきますようお願いいたします。こちらで調整し、弁護士との面談日時や場所の連絡をいたします。

※この依頼書は弁護士対応までになるべく早くご提出ください。弁護士との情報共有に活用します。

鈴 第 号

令和6年 月 日

(宛先) 教育支援課長

鈴鹿市立 学校
校長

【報告書】 顧問弁護士による学校支援

このことについて、下記により報告いたします。

記

1 支援理由(事案)

2 支援状況

支援日	時間数	弁護士が参加した 会議等	会議に参加した教職員
月 日()	時 分～ 時 分まで (時間 分)		

3 支援内容とその効果、学校の対応及び現状

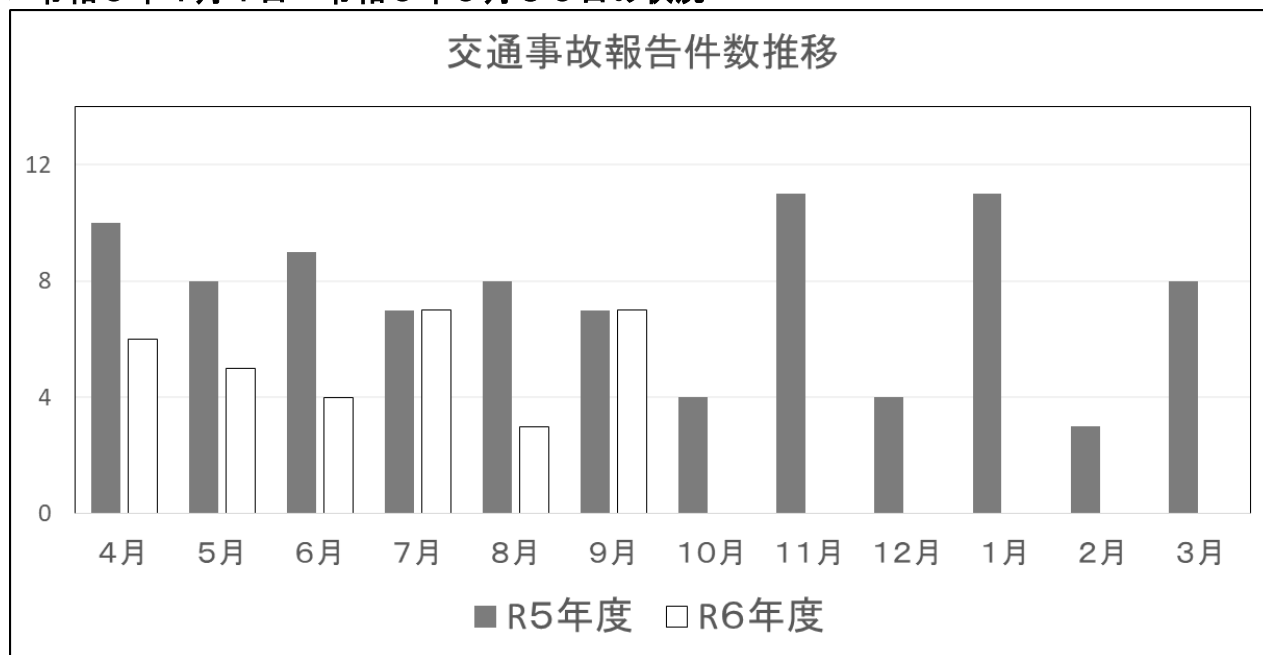
--

※対応後、2週間以内を目途に提出

校長会資料

教職員の交通事故・違反防止について

◆ 令和6年4月1日～令和6年9月30日の状況



31件(前年度比 - 11件) 9月30日現在

加害(双方含む)17件

出退勤途上 11件

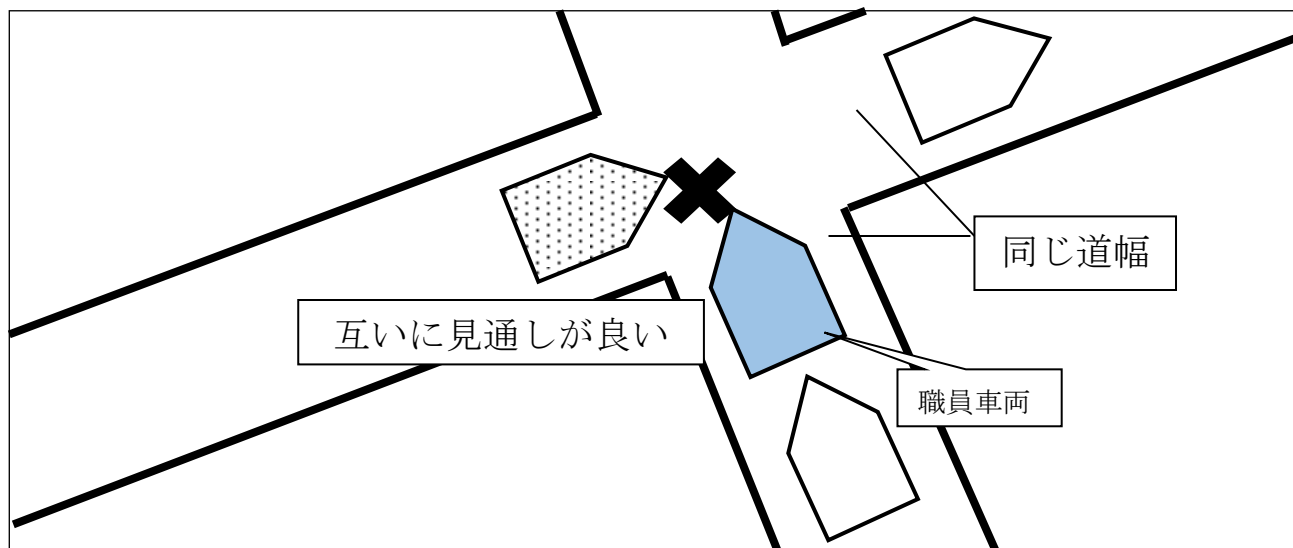
◆ 状況・傾向

令和6年9月30日現在の交通事故発生件数は31件で、内17件が加害事故となっています。全体の発生件数は昨年度より減少していますが、年度当初と比べるとやや増加傾向にあります。

事故の特徴としては軽微なものが多く、駐車時における前方駐車、交差点における安全確認、周囲の危険を予測した運転、薄暮時における慎重な運転により、防ぐことが可能な事故です。

事故が発生した場合は、
まずは、「けが人の救護」と「危険防止措置」
そして、「警察への連絡」と「管理職への報告」

(事例１) 出勤時に信号機のない交差点へ侵入、左から走ってきた車両に気付くのが遅れたために、出会い頭に衝突した。双方にけがはなし。
→朝のあわただしい時間帯であったことで、双方とも余裕がなかったことが考えられるが、交差点（道路標識・信号なし・同じ道幅・互いの見通しが同じ）では、左方が優先になる。



(事例２) 対向車と接触を避けるための後進、路地での方向転換による後進等によって、後方待機車との接触や障害物との接触等による事故
→周囲の危険を予測した運転をすることで防げた事故である。

